

委員会提出議案第1号

阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和4年3月30日 提出

阪神水道企業団議会

議会運営委員会委員長 北川道夫

阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例（昭和61年条例第1号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議長、副議長及び議員は、定例会、臨時会、阪神水道企業団議会委員会条例（平成7年条例第3号）に規定する委員会の会議及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときは、<u>その費用の弁償を請求することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による請求があったときは、その費用を弁償する。</u></p> <p>3 <u>前2項の費用弁償の額は、議長、副議長及び議員の住居と議場その他の会議場所との間の往復に要する費用のうち次に掲げる額とする。</u></p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議長、副議長及び議員が定例会、臨時会、阪神水道企業団議会委員会条例（平成7年条例第3号）に規定する委員会の会議及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときは、<u>費用弁償として1日について5,000円を支給する。ただし、議長が特別な事情があると認める場合は、当該費用弁償を支給しないことができる。</u></p>

(1) 阪神水道企業団旅費条例（昭和23年
条例第33号。第8項において「旅費条
例」という。）に規定する鉄道賃又は
車賃に相当する額

(2) 有料道路の通行料（E T Cシステム
（有料道路自動料金収受システムを
使用する料金徴収事務の取扱いに関
する省令（平成11年建設省令第38号）
第1条に規定するE T Cシステムを
いう。）を使用して料金が徴収される
区間にあつては当該料金）のうち合理
的な通常の経路及び方法により算出
した額に相当する額

4 監査委員は、阪神水道企業団監査委員
条例（昭和37年条例第4号）その他法令
に基づく監査、検査及び審査を実施し、
又は職務を執行するため会議に出席し
たとき（前監査委員が法第201条にお
いて準用する法第159条の規定による事務
引継を行う場合を含む。）は、その費用
の弁償を請求することができる。

5 前項の規定による請求があつたとき
は、その費用を弁償する。

6 第3項の規定は、監査委員の費用弁償
に準用する。

7 費用弁償は、企業長の定める日に支給
する。

8 議長、副議長及び議員並びに監査委員
が公務（第1項及び第4項に規定する公
務を除く。）のため旅行したときは、旅
費条例別表1等の者に支給する額に相
当する額の旅費を旅費条例の例（第6条
を除く。）により支給する。

2 監査委員が阪神水道企業団監査委員
条例（昭和37年条例第4号）その他法令
に基づく監査、検査及び審査を実施し、
又は職務を執行するため会議に出席し
たとき（前監査委員が法第201条にお
いて準用する法第159条の規定による事務
引継を行う場合を含む。）は、費用弁償
として1日について5,000円を支給す
る。

3 費用弁償は、その日額に第1項又は第
2項に規定する公務に従事した日数を
乗じて得た額を、企業長の定める日に支
給する。

4 議長、副議長及び議員並びに監査委員
が公務（第1項及び第2項に規定する公
務を除く。）のため旅行したときは、阪
神水道企業団旅費条例（昭和23年12月条
例第33号。以下本項中「旅費条例」とい
う。）別表1等の者に支給する額に相当
する額の旅費を旅費条例の例（第6条を
除く。）により支給する。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

(理由)

費用弁償の改定に当たり、所要の条例改正を行うものである。